

# 東京都立武蔵高等学校・附属中学校管理運営規程

10武高第350号  
平成10年11月30日  
20武中第3号  
平成20年4月1日  
校長 決定

## 第1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立武蔵高等学校・附属中学校（以下「本校」という。）の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

## 第2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

## 第3 校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

## 第4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員（経営企画室の所属職員を除く）を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

## 第5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（経営企画室の所属職員を除く）を監督する。

## 第6 指導教諭

指導教諭は、生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

## 第7 主任教諭等

学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する主務教諭の職名は、主任教諭とする。

- 1 主任教諭  
生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。
- 2 主任養護教諭  
生徒の養護をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。
- 3 主任栄養教諭  
生徒の栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

## 第8 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務をつかさどり、経営企画室の所属職員を指揮監督する。

## 第9 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。

- 1 部  
教務部、生活指導部、進路指導部、総務部を置く。  
各部の所掌内容は、次のとおりとする。  
教 務 部 教育課程の編成及び実施、学校行事の計画作成及び実施、教科書・教材の取扱等、  
教務に関する事並びに学校図書館の運営に関する事。  
生活指導部 学校生活全般の指導計画作成及び実施、風紀指導等、生活指導に関する事。生

徒会執行部の指導計画作成及び実施、生徒会行事、生徒会活動等、生徒会指導に関すること。生徒の健康・安全指導計画作成及び実施、健康診断、カウンセリング、校内美化等、保健指導に関すること。

進路指導部 生徒の進路目標達成に向けた指導計画作成及び実施、資料及び情報の提供、進路相談等、学習指導・進路指導に関すること。

総務部 学校説明会・学校訪問などの計画作成及び実施、ホームページの作成及び更新、印刷物の取扱等、総務に関すること。校内施設・設備の有効な活用及び円滑な運営に関すること。

## 2 学年

中学校、高等学校共に第一学年、第二学年及び第三学年を置く。

## 3 教科

中学校には、

(1) 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び英語を置く。

(2) 国語、社会、数学、理科、芸術、保健体育、技術・家庭及び英語に教科主任を置く。

高等学校には、

(1) 国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語（英語）、家庭及び情報を置く。

(2) 国語、地理歴史・公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語（英語）、家庭及び情報に教科主任を置く。

## 4 企画調整会議

## 5 職員会議

## 6 教科会及び教科主任会

教科主任を置く教科に教科会を置く。また、教科間の連絡調整を目的として教科主任会を置く。

## 7 委員会

学校開放事業運営委員会、情報委員会、安全衛生委員会、防災教育推進委員会、危機管理委員会・学校災害対策本部、学校保健委員会、教科書選定委員会、入学者選考委員会、理数教育推進委員会、調査書作成委員会、特別支援教育委員会、学校給食委員会、教育課程委員会、業者選定委員会、選書委員会、適性検査検討委員会、学校いじめ対策委員会、学校サポートチーム、グローバル事業委員会を置く。

学校開放事業運営委員会

公開講座、施設開放等、学校開放に関すること。

情報委員会

情報機器管理及び運用、情報教育等、情報管理に関すること。

(ホームページ管理運営委員会)

安全衛生委員会

学校職員の労働安全の確保及び健康障害の防止に関すること。

防災教育推進委員会

学校の避難訓練、防災訓練等への参加及びその評価に関すること。自助・共助の視点に立った実践的な防災教育に関すること。地域主催の防災訓練への児童・生徒や教職員の参加等、学校と地域の相互交流を重視した防災教育の在り方に関すること。

危機管理委員会・学校災害対策本部

災害時の安全確保、防災対策等の計画作成及び実施等、防災全体に関すること。

学校保健委員会

生徒の健康の保持増進、安全確保及び事故等の防止に関すること。

教科書選定委員会

文部科学省検定済高等学校用教科書の調査研究に関すること。各教科・科目の使用教科書の選定に関すること。

入学者選考委員会

入学者選考に関すること。

理数教育推進委員会

理数教育に関すること。

調査書作成委員会

調査書作成に関すること。

特別支援教育委員会

特別支援教育に関すること。

学校給食委員会

学校給食の安全・衛生・献立に関すること。学校給食指導すること。学校給食の経費等運営に関すること。食物アレルギーに関すること。

(食物アレルギー対応委員会)

教育課程委員会

教育課程の編成・実施・管理等に関すること。

業者選定委員会

業者選定に関すること。

選書委員会

学校図書館の蔵書の選定に関すること。

適性検査検討委員会

附属中学校の適性検査問題作成に関すること。

学校いじめ対策委員会

学校いじめ防止基本方針の策定、いじめ問題への対応に関すること。

学校サポートチーム

「学校いじめ対策委員会」の支援に関すること。

グローバル事業委員会

海外研修旅行や海外諸団体の交流受入等国際交流に関する  
こと。

- 8 学校運営連絡協議会  
東京都立武蔵高等学校・附属中学校 学校運営連絡協議会を置く。
- 9 部活動の指導  
教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については生活指導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委嘱された者が行う。
- 10 情報セキュリティ及び個人情報保護  
情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、総務部の所掌とする。
- 11 その他  
校長が必要と認めたときは、その他の分掌組織を置くことができる。

## 第10 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

## 第11 企画調整会議

- 1 目的  
企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。
- 2 構成員  
校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、各部主任、各学年主任及び経営企画室担当課長代理とする。
- 3 開催  
定例会は、原則として毎週開催する。その他、校長が必要と認めたときは臨時に開催する。
- 4 招集  
校長が招集し、その運営を管理する。
- 5 その他、必要な事項は、校長が定める。

## 第12 職員会議

- 1 目的  
職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。
  - (1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。
  - (2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員の意見を聞くこと。
  - (3) 校長が所属職員等の相互の連絡を図ること。
- 2 構成員  
常勤の職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。
- 3 開催  
定例会は、原則として月2回開催する。その他、校長が必要と認めたときは臨時に開催する。
- 4 招集  
校長が招集し、その運営を管理する。
- 5 司会  
校長が選任する。
- 6 記録  
校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。
- 7 運営
  - (1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。
  - (2) 校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意向を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

## 第13 教科会

- 1 目的  
教科主任が中心となって、各教科における指導の目標、方針の共有及び授業進度の調整並びに教科指導に関する人材育成を円滑に進める体制を確保するため、校務分掌組織の一つとして教科



## 第18 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

附 則

この規程は、平成11年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から一部を改正して施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から一部を改正して施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から一部を改正して施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から一部を改正して施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から一部を改正して施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から一部を改正して施行する。

附 則

この規程は、平成21年5月26日から一部を改正して施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から一部を改正して施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から一部を改正して施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から一部を改正して施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から一部を改正して施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から一部を改正して施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から一部を改正して施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から一部を改正して施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から一部を改正して施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から一部を改正して施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から一部を改正して施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から一部を改正して施行する。